

諮問第596号  
環水大海発第2308171号  
令和5年8月17日

中央環境審議会  
会長 高村 ゆかり 殿

環境大臣  
西村 明宏  
(公印省略)

今後の海底下への二酸化炭素回収・貯留に係る海洋環境の保全の在り方について  
(諮問)

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、今後の海底下への二酸化炭素回収・貯留（CCS）（以下、「海底下 CCS」）に係る海洋環境の保全の在り方について、貴審議会の意見を求める。

(諮問理由)

海底下 CCS の実施については、平成19年に改正された海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）において、海洋環境の保全の観点から、環境大臣による許可制度等を設けている。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、脱炭素型技術である CCS の活用は重要であり、今後、国内での海底下 CCS の拡大に加え、海外での海底下 CCS の実施を目的とした二酸化炭素の輸出が見込まれる。

このような状況において、海底下 CCS が海洋環境の保全と調和する形で迅速かつ適切に実施されるよう、今後の海底下 CCS に係る海洋環境の保全の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

中 環 審 第 1280 号  
令 和 5 年 8 月 17 日

中央環境審議会  
水環境・土壌農薬部会  
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会  
会長 高村 ゆかり  
( 公 印 省 略 )

今後の海底下への二酸化炭素回収・貯留に係る  
海洋環境の保全の在り方について（付議）

令和5年8月17日付け諮問第596号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。